

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

規 制 の 名 称：先使用品についての名称の使用期間の制限、G I マークの使用義務の見直し、G I と誤認させるおそれのある表示に対する規制、広告等のサービス分野における G I の使用を規制

規 制 の 区 分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担 当 部 局：農林水産省食料産業局知的財産課

評 価 実 施 時 期：2018 年 9 月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ～vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：iii

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	対する負の影響)が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの - 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 - 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現行の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「同法」という。）では、特定農林水産物等が登録される前から、登録に係る特定農林水産物等の名称と同一又は類似の名称が使用されてきた農林水産物等（先使用品）については、その名称の使用を期間の定めなく認めている。また、その規制は同法により登録された特定農林水産物等の名称を農林水産物等やその包装等へ貼付する場合を対象としている。

日EU・EPA協定（以下「同協定」という。）では、高いレベルでのGI（特定農林水産物等の名称の表示をいう。）の相互保護について合意し、先使用品についての名称の使用期間を原則7年間に制限するほか、広告等のサービス分野における名称の使用や、GI産品であるかのように公衆を誤認させる手段についても規制することとされた。

これらの合意内容は、同法を改正しないと実現できないものであり、規制の改正等を行わない場合には、平成30年7月17日に署名された同協定の発効に支障が生ずる。

また、同法の施行から約3年が経過したところであるが、現在、同法に基づき登録・指定されているGI産品の数は、66品目となっている（平成30年8月時点）。今般、同協定に基づき、EU側の71産品が指定されることとなるが、同法を改正しない場合、同協定が履行できず、71産品は指定されないこととなり、今後も同様のペースで国内登録産品の数が推移するものと考えられる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

②で記述したとおり。

【規制の内容について】

【規制の改正】

・先使用品についての名称の使用期間の制限

現在期間の定めなく認められている先使用品の名称の使用期間を原則として7年間に制限する。

〔規制の緩和〕

- ・ G I マークの使用義務の見直し

同法により登録された特定農林水産物等の名称の表示と併せて使用しなければならないとしている登録標章（G I マーク）の使用を任意とする。

〔規制の拡充〕

- ・ G I と誤認させるおそれのある表示に対する規制

G I と類似する表示ではないが、絵図や図形等を使用し、誤認を生じさせるおそれのある表示も規制する。

- ・ 広告等のサービス分野における G I の使用を規制

特定農林水産物等の名称を広告等に使用する場合も規制する。

〔規制以外の政策手段の検討〕

- ・ 先使用品についての名称の使用期間の制限

同協定第 14・29 条で「最大七年の経過期間の後」、先使用（prior use）を制限するとされているため、上述のような規制以外の政策手段をとることはできない。

- ・ G I マークの使用義務の見直し

現行法上義務とされているため、同法の改正以外の手段によっては規制の緩和はできない。

- ・ G I と誤認させるおそれのある表示に対する規制

同協定第 14・25 条において、真正の原産地を誤認させあたかも G I 産品であるかのごとく示唆する手段（商品の地理的産地又は性質において公衆を誤認させる方法）についても規制対象とすることとされたため、上述のような規制以外の政策手段をとることはできない。

- ・ サービス分野における G I の使用を規制

同協定上は、規制の範囲となるサービス分野に限定はなく、E U の G I 法においては幅広いサービスがその規制の対象となっているが、我が国の同法は、特定農林水産物等の生産業者の利益及び特定農林水産物等の名称の表示を信頼した需要者の利益を保護するものであり、また、不正競争防止法や景品表示法等による規制が可能と考えられる分野を規制することは同法の法目的に照らし、過度な規制であると考えられることから、G I を広告、価格表又は取引書類に使用する場合に限定して規制する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用について】

- ・先使用品についての名称の使用期間の制限

7年間の経過措置内にラベル等の変更を行う必要がある。

なお、登録されている特定農林水産物等の生産地と同一の地域内で生産されている農林水産物等については追加登録が必要であり、特定農林水産物等について追加登録がされた場合には、ラベル等の変更は不要である。

- ・G Iマークの使用義務の見直し

規制の緩和であり、追加の遵守費用が生じるものではない。

- ・G Iと誤認させるおそれのある表示に対する規制

7年間の経過措置の期間内に表示等の適正化を行う必要がある。

- ・サービス分野におけるG Iの使用を規制

7年間の経過措置の期間内に広告等の適正化を行う必要がある。

上記規制の影響を受ける事業者数を網羅的に推計することは困難であるが、同法が施行されてから約3年間で明示的に先使用と認められるのは1品目のみであるため、今般の相互保護により産品が追加されても、先使用の制限の影響を受ける事業者数は限定的であると考えられる。なお、これまでの傾向などを踏まえると、同法の見直しが予定されている約7年後までに5品程度の先使用品が規制の対象となり、影響を受けるものと考えられる。

総遵守費用については、事業者の規模や経営形態、店頭でのPOP等の利用形態により様々であるが、外食レストランでのメニューを標準的なパンフレット（センター折、A4、両面カラー、コート紙110g）と同じであると仮定し、1,000部で20,000円のパンフレットが全国に50,000部あるとすると、総額は約1,000,000円であると推計される。

また、生産者団体が登録の追加を受けるために要する費用は、改正後においても、登録費用と同様に90,000円である。

【行政費用について】

現行制度上、国は登録、指定産品に関する不正表示の監視や、登録産品の生産者団体の監督業務を行っており、G I登録団体や関係者に報告を求め、立入検査を行うことができる。

増加しうる業務量について算定すると、同協定により追加される産品は指定産品であるため、登録生産者団体を確認する監督業務の量は増加せず、不正表示の監視業務のみが増加すると考えられる。仮に、監視業務のみが増加すると仮定した場合、417,394円（国家公務員の平均給与月額）×1/2（不正監視業務増加分）×12人（現在、監視・監督業務を行っている本省及び地方農

政局の職員の人数)により、2,504,382 円(月額)の費用の増加が算定される。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

④の【行政費用について】で記述したとおり。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

2③の【規制の改正】及び【規制の拡充】に該当する事項については、7年間という長期の経過措置を設けており、また、サービス分野におけるG I使用の規制については、2③の【規制以外の政策手段の検討】で述べたとおり、全てのサービス分野を対象とするのではなく、G Iを広告、価格表又は取引書類に使用する場合に限定することとしている。

以上のような規制の内容については、同法の目的である生産業者及び需要者の利益の保護に十分配慮したものであり、副次的及び波及的な負の影響は生じない。

なお、同協定によるG Iの相互保護により、例えば、欧州域内の事業者が日本産でない牛肉に「神戸ビーフ」と名乗ることはできなくなる。このことは、輸出に取り組む我が国の生産者にとってもメリットになり、我が国の農林水産物の輸出促進に資するものと考えられる。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

同法原始附則第二条において「政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」旨規定されている。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

法改正後に登録等された産品数及びその先使用の有無により把握する。